

## 公正採用・雇用促進会議大学等専門委員会設置要綱

### 1. 委員会の目的

大学等における就職の機会均等を保障し公正な採用選考を推進することにより、同和問題をはじめとした人権問題の解決を図るとともに、不合理な差別を排除し、円滑な就職とその進路が保障されるよう、関係機関・諸団体との連携を密にし、次の事項について研究協議する。

- (1) 学生の指導に関すること。
- (2) 就職差別事象の把握に関すること。
- (3) 企業の指導に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めたこと。

### 2. 委員会の構成

委員会は、次の機関から推薦された者をもって構成する。

大阪労働局職業安定部

大阪府商工労働部

大阪府内大学等就職問題連絡協議会

一般財団法人 大阪府人権協会

公益社団法人 関西経済連合会

大阪企業人権協議会

大阪同和・人権問題企業連絡会

一般社団法人 公正採用人権啓発推進センター

学識経験者

なお、各機関からの推薦は原則として1名とするが、大阪府内大学等就職問題連絡協議会からの推薦については概ね次の基準による。

国公立4年制大学 1名

私立4年制大学 2名

短期大学及び高等専門学校 2名

### 3. 委員会の開催

- (1) 委員会に座長をおく。座長は構成員の互選による。
- (2) 委員会は座長が隨時招集する。
- (3) 委員会の日常業務は座長が別に指名する者があたる。

### 4. その他

委員会の庶務は、大阪府商工労働部雇用推進室において行う。